

平成22年度 太陽光発電の新たな買取制度について

平成22年1月26日

経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部

電力・ガス事業部

1. 平成22年度における買取価格

買取価格については、太陽光発電設備の実導入状況や、市場価格推移等を注視しつつ低減させていくものとされており、その見直しを毎年度ごとに買取制度小委員会で行っていくことが適切であると整理されていることから、平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)に契約申込みがあったものに対する買取価格を本小委員会で審議の上、大臣告示で定める必要がある。

平成22年度における住宅用(10kW未満)の買取価格は、次ページに示すように、平成21年11月の制度導入から間もないため、太陽光発電システムの価格に大きな変化がないこと等、買取制度小委員会におけるモデルケースの試算の前提に大きな変更がないことから、**48円/kWh**とすることが適当である。

なお、昨年8月の買取小委員会取りまとめにおいても、平成23年3月末までに買取の申し込みがあったものも48円/kWhとするよう整理されている。

同様に、**非住宅用の買取価格も現行の価格を維持することが適当である。自家発電設備等を併設している場合**(いわゆる「ダブル発電」の場合)についても、**現行の買取価格を維持することが適当である。**

(注)住宅用(10kW以上)・非住宅用:24円/kWh

ダブル発電の場合 住宅用(10kW未満):39円/kWh

住宅用(10kW以上)・非住宅用:20円/kWh

【経済産業省告示第278号「太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準」(抜粋)】

(1)住宅用太陽光発電設備に係る太陽光電力買取

太陽光発電設備の発電能力が10kW未満のもの

)単価

太陽光電力買取の単価は、(中略)我が国における太陽光電力買取の可能性を増大させるとともに、太陽光電力買取に要した費用を電気の需要家に電気の供給の対価として適切に転嫁することができるような単価(表1参照)とすること。

表1

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成22年3月31日まで	48円/kWh

(略)

【買取制度小委員会「買取制度の詳細設計について」取りまとめ(抜粋)】

・制度の具体的内容(大臣告示等に規定される事項の概要)

2. 買取価格

(1)「住宅用」に係る買取価格

現状の太陽光発電の発電コストを踏まえ、太陽光発電の設置者のコスト負担の水準や投資回収年数、国及び自治体における導入補助金などの財政支援の水準、一般家庭を含めた電力需要家の負担等に照らし、モデルケースによる試算を行い、これに基づいて、買取制度の開始当初(制度開始後、**平成23年3月末までに買取りの申込みのあったもの**)の買取価格は、**48円/kWh**となる。

(略)

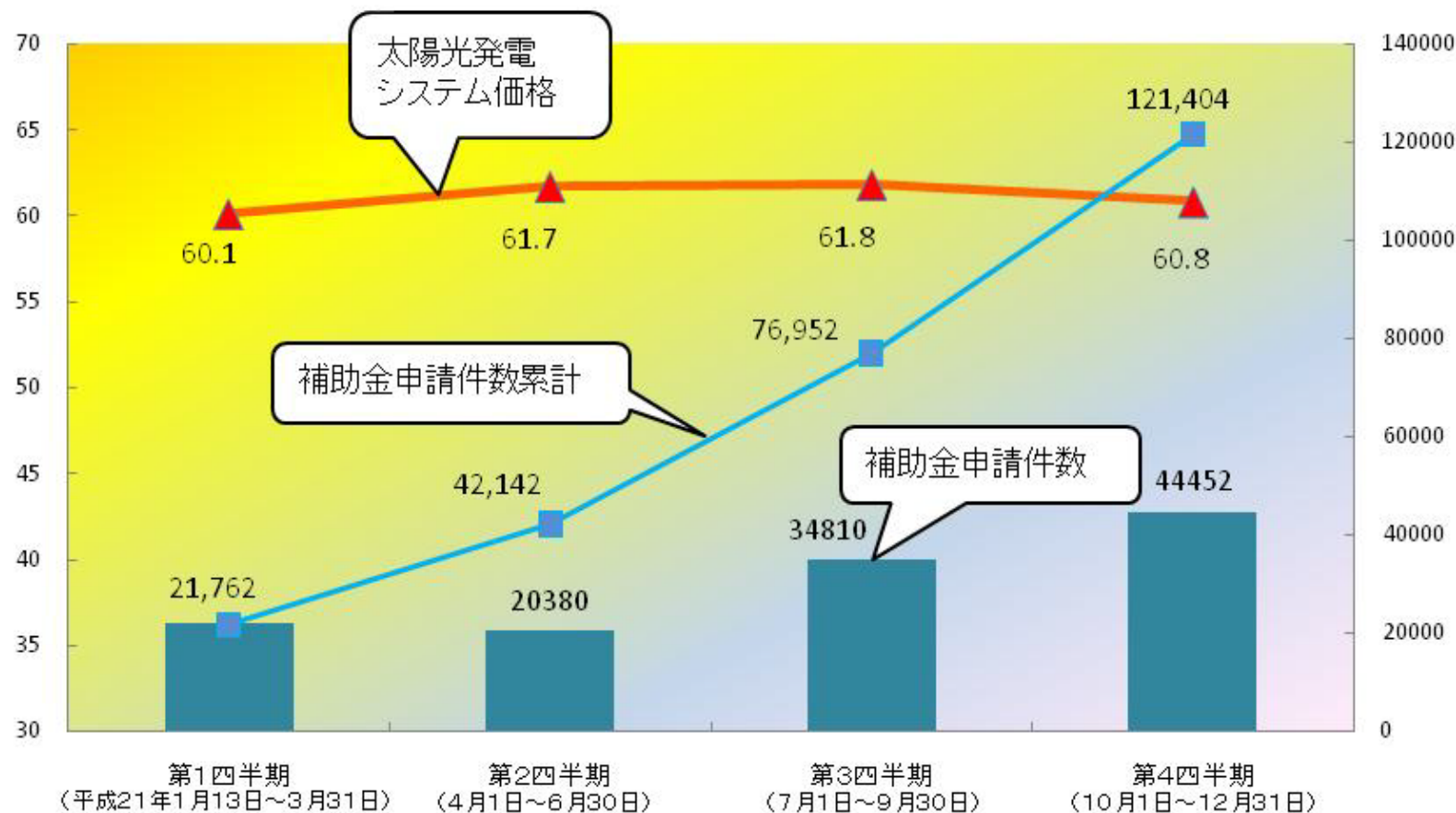
(4)買取価格の低減

これらの価格については、**設置する年度毎に低減されていくもの**として、今後、後述のとおり、本小委員会において**審議の上、大臣告示において定めていくこと**とする。

平成21年住宅用太陽光発電補助金申請件数及び平均システム価格の推移

住宅用太陽光発電システム価格
(万円/kW)

住宅用太陽光発電
補助金申請件数(件)



出典: 太陽光発電普及拡大センターHP

※これまでの買取制度小委員会においては、平成21年第1四半期の補助金申請実績に基づき試算が行われたところ。太陽光発電の新たな買取制度は同年11月から開始されたが、第4四半期の補助金申請実績に基づく太陽光発電システム価格等については大きな変化がない。

2. 平成22年度太陽光発電促進付加金(太陽光サーチャージ)単価

太陽光サーチャージ単価の算定は、大臣告示で定められた算式等に従い算定することとされている。

また、同告示において、「算定のために必要な数字が確定し次第、可能な限り速やかに具体的な単価を設定する」ものとされており、留意事項においても「次年度の転嫁の単価を買取制度小委員会において審議するものとする」とされている。

具体的な単価の設定方法は、法人事業税相当額を加味しつつ、次式

$$\frac{\text{前年における買取総額} - \text{前年における回避可能費用}}{\text{当年度における想定総需要電力量}}$$

によって算出された額に、消費税相当額を加えた額とすることとされている。

平成22年度の太陽光サーチャージ単価(一般電気事業者ごとに、供給電圧及び一般電気事業者・特定規模電気事業者の需要家にかかわらず、同一の単価)とその算定根拠は5ページのとおり。

【経済産業省告示第278号「太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準」(抜粋)】

(注)太陽光電力買取に要した費用の適切な転嫁のあり方

(略)太陽光電力買取に要した費用が、一般電気事業者及び特定規模電気事業者の全需要家に対して、電気の供給の対価を構成する要素として適正に転嫁されることが前提となる。その基本的な考え方は次のとおりである。(略)

太陽光電力買取に要した費用の総額(以下「買取総額」という。)から、太陽光電力買取による一般電気事業者の回避可能費用(太陽光電力買取により一般電気事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによって一般電気事業者が支出することを免れる費用をいう。以下同じ。)を差し引いた額を転嫁すること。

(略)

電気の供給の対価を構成する要素として、需要家が公平かつ確実に負担するため、一般電気事業者ごとに転嫁の単価は単一とし、転嫁する額は各電気の需要家の使用電力量に応じた額とすること。

(略)

こうした考え方にに基づき、当年度における転嫁の単価は、当年度分の転嫁による収入に係る法人事業税等相当額を加味しつつ、次の算式により算出した額に、消費税等相当額を加えた額とすることを基本とする。

$$\frac{\text{前年における買取総額} - \text{前年における回避可能費用}}{\text{当年度における想定総需要電力量}}$$

なお、当年度における転嫁の単価については、前年における買取総額が実績値に基づくこと等、その算定のために必要な数値が変動するものであることにかんがみ、毎年度、転嫁の実施に先立って、その算定のために必要な数値が確定し次第、可能な限り速やかに具体的な単価を設定するものとする。

【太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準に係る留意事項等(抜粋)】

(10) 判断基準(注)における「回避可能費用」は、全電源平均可変費用による算定を行うこと。ただし、平成21年11月1日以降に一般電気事業者が電気事業法に基づき料金原価等の算定を行い、その結果に基づく新たな料金が適用されるまでの間については、現在の料金原価等に含まれている太陽光発電による電気の購入費用相当額から全電源平均可変費相当額を控除した額について、合わせて控除するものとする。

(11) 判断基準(注)における「転嫁の単価は単一」については、供給電圧にかかわらず単一とするものとする。

- (12) 判断基準(注)における算式により算定した転嫁の単価(消費税等相当額加算前)について、**1銭未満の数値が発生した場合**については、当年度の単価については**小数点以下の数値を切り捨てる**方法により処理し、それにより生じた転嫁額の不足については、翌年度の転嫁額において調整するものとする。
- (13) 判断基準(注)における各電気の需要家に転嫁する額の算式については、従量制の需給契約を締結している場合には、この算式により算出されることとなる。定額制の需給契約を締結している場合及び従量電灯の最低料金部分については、この算式に準じた算定方法により算出されることとなる。
- (15) 判断基準(注)における算式により算定した当年度の転嫁額について、前年の買取総額との間で過不足が生じた場合は、翌々年度の転嫁額において調整するものとする。なお、一般電気事業者は(12)の転嫁額の不足分とともに、上記の過不足の額を経済産業省に報告し、これらを踏まえて判断基準(注)における算式により算定した次年度の**転嫁の単価を買取制度小委員会において審議**するものとする。
- (16) 判断基準(1)及び(2)にしたがった太陽光電力買取は、平成21年11月1日以降の最初の検針日又は計量日から順次開始するものとする。なお、これに関し、判断基準(注)の太陽光電力買取に要した費用の総額の集計期間を1年とするのは、平成22年1月以降とする。

大臣告示に定める太陽光サーチャージ単価を算定するために必要な数値及び算式に基づき、一般電気事業者ごとに算定された太陽光サーチャージ単価(供給電圧及び一般電気事業者・特定規模電気事業者の需要家にかかわらず同一の単価)については以下のとおり。

【一般電気事業者ごとの平成22年度太陽光サーチャージ単価等】

	平成21年買取総額 (円)	平成21年回避可能費用 (円)	平成22年度想定総需要電力量 (kWh)	平成22年度太陽光 サーチャージ単価 (税込み、円/kWh)	平成23年度単価で 調整する不足額(円)
北海道電力	25,561,347	17,802,592	33,300,000,000	0.00	7,860,947
東北電力	160,615,757	101,128,187	82,027,000,000	0.00	60,280,255
東京電力	704,567,762	398,864,139	306,554,000,000	0.00	309,780,332
中部電力	472,228,680	235,015,948	133,370,000,000	0.00	240,415,061
北陸電力	32,997,842	28,331,034	27,840,000,000	0.00	4,728,276
関西電力	316,696,522	223,757,004	154,705,000,000	0.00	94,196,094
中国電力	241,875,082	172,561,784	62,873,000,000	0.00	70,226,239
四国電力	131,248,911	87,636,165	29,040,000,000	0.00	44,187,179
九州電力	466,108,557	368,115,601	86,704,000,000	0.00	99,283,643
沖縄電力	37,853,306	20,676,494	7,596,549,000	0.00	17,400,055

(補足) 大臣告示に基づく算定式は以下のとおり。(数字は東京電力のもの)

$$704,567,762(\text{前年における買取総額}) - 398,864,139(\text{前年における回避可能費用})$$

$$306,554,000,000(\text{当年度における想定総需要電力量})$$

上式により算定した単価について、留意事項(12)に基づき、1銭未満の数値を切り捨てする方法により処理した数値に消費税等相当額を加算すると、全ての一般電気事業者の平成22年度の太陽光サーチャージ単価(税込み)は、0.00円/kWhとなる。(法人事業税相当額を加味する。また、切り捨てする方法により生じた転嫁額の不足分は、平成23年度太陽光サーチャージ単価算定において調整される。)

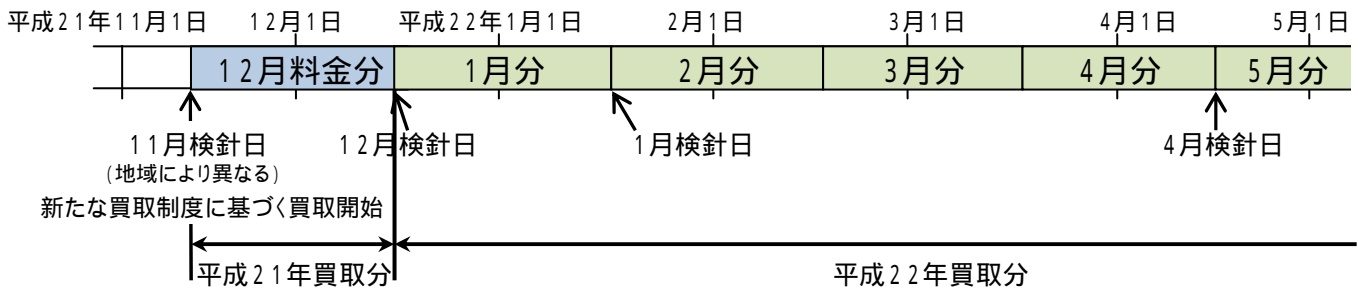
平成22年度太陽光サーチャージ単価は全ての一般電気事業者において0銭/kWhで、地域間の格差はないが、来年度以降は地域間のコスト負担の格差を検証し、仮に格差が許容できない程度に拡大した場合には、適切な見直しを行う。

全ての一般電気事業者の平成22年度太陽光サーチャージ単価は0.00円/kWhで、負担額が0円となる。その理由は以下のとおり。

< 太陽光サーチャージ単価が0.00円/kWhとなる理由 >

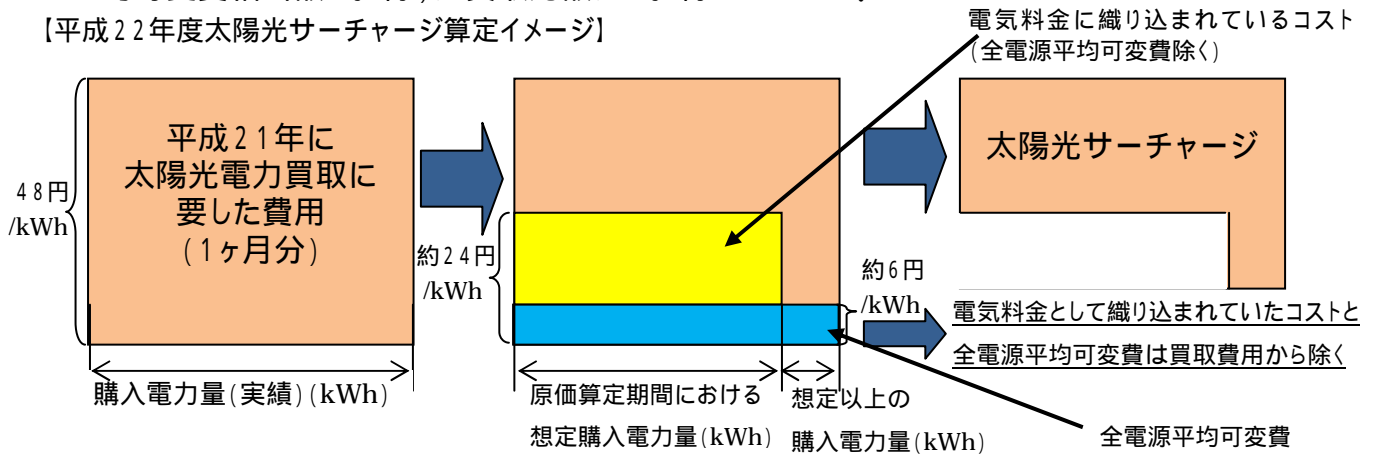
平成22年度太陽光サーチャージ単価の算定に係る平成21年の間に一般電気事業者が太陽光電力買取に要した費用は、留意事項(16)に規定するように太陽光電力買取が平成21年11月1日以降の最初の検針日又は計量日から順次開始するものとなっていることから、実質一ヶ月分の買取であったこと。

【平成21年・22年買取費用イメージ】



買取制度導入当初、電気事業法に基づく電気料金原価見直しまでは、買取制度導入前の買取費用が電気料金原価にコストとして織り込まれている(例えば買取単価48円/kWhのうち、約24円/kWhについては電気料金原価算定時に想定した購入電力量の分)ため、留意事項(10)に基づき、全電源平均可変費相当額と合わせて、該当する織り込み分(全電源平均可変費相当額を控除)が買取総額から控除されている。

【平成22年度太陽光サーチャージ算定イメージ】



< 実質的な負担額 >

大臣告示(注)に規定するように、転嫁する金額は当年度の太陽光サーチャージ単価(0.00円/kWh)に当該需要家の使用電力量を乗じた額となるため、0円となる。

太陽光サーチャージ単価(円/kWh) × 毎月の使用電力量(kWh)

(注) 定額制の需給契約の場合及び従量電灯の最低料金部分は、従量制の場合に準じた算定方法により算定される。(留意事項(13))

(参考) 従量制需給契約の場合

電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 太陽光サーチャージ
(燃料費調整額含む)

3. 行政による広報について

資源エネルギー庁では、太陽光発電の新たな買取制度の開始に伴い、太陽光パネルメーカーや電気事業者等の協力を得て、本制度の積極的な広報活動を実施しているところ。特に太陽光電力買取に要した費用は、一般家庭、事業者、公共施設等を問わず電気を利用する全ての需要家が広く薄く負担することになるため、十分な国民の理解と協力を得る必要がある。

具体的には、

- ・資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課の下に、買取制度を専門に担当する太陽光発電買取制度室を新設(平成21年10月1日付け)し、制度に対する相談窓口としての機能を強化
- ・買取制度に関するポータルサイト(www.enecho.go.jp/kaitori/)の開設
- ・平成21年9月～10月にかけて、全国10カ所においてソーラータウンミーティングを開催したほか、地方自治体等に対する買取制度の説明・意見交換の実施
- ・ポスターやリーフレットの地方自治体等への配布
- ・各種媒体を通じた広報等を実施しているところ。

(具体的な広報の取組実績及び今後の予定については、次ページ参照)

引き続き、地方自治体、太陽光パネルメーカー、電気事業者等と連携しつつ、節目の時期に集中的に広報活動を展開し、制度内容・趣旨の広報を実施していくことが必要不可欠であると考えられる。

【買取制度小委員会「買取制度の詳細設計について」取りまとめ(抜粋)】

・その他の留意すべき事項について

3. 行政による広報等

本買取制度は、いわば「低炭素社会づくりに向けた1億2千万人の一歩」、すなわち、国民の「全員参加型」の制度であることを踏まえ、買取制度の買取り、負担回収の双方の制度内容・趣旨について国民の理解と協力を広く得て、円滑に制度を実行していくためにも、行政によって、一般家庭、事業者、公共施設等全ての需要家に対する積極的な広報・広聴活動が行われるべきである。

また、制度内容の分かりやすさを担保するためにも、行政において十分な相談・照会への対応が行われるべきである。

< 今後の広報活動(予定) >

3月には一般電気事業者及び特定規模電気事業者の協力を得て、買取制度を周知するためのリーフレットを全ての電気需要家へ配布する予定としている。そのほか、同時期に新聞広告やソーラータウンミーティングの開催なども計画している。

また、全ての電気需要家にリーフレットを配布することにより、多数の問い合わせが想定されることから、買取制度専用コールセンターを設置して窓口機能の更なる充実を図る予定。

【参考】平成21年度「太陽光発電の新たな買取制度」広報実績及び今後の予定

- ソーラータウンミーティングの開催(全国10ヶ所)
実施時期：9月下旬～10月下旬
- リーフレット配布(約40万部：太陽光発電システム既設住宅向け)
実施時期：9月下旬～10月中旬
- 新聞広告(住宅用太陽光発電システム導入補助金の広告と同時掲載)
掲載紙：中央紙(日経・読売・朝日・毎日)+地方紙各紙
掲載時期：10月24日(日経のみ26日)
- ネット広告(政府広報)
掲載サイト：YOMIURI ONLINE
掲載時期：10月26日～11月1日
- 新聞広告(政府広報)
掲載誌：中央紙(日経・読売・朝日・毎日・産経)+地方紙各紙
掲載時期：11月3日～8日
- ポスター・リーフレット配布(それぞれ2万部、60万部：一般消費者、地方自治体等向け)
実施時期：10月下旬～11月上旬
- <今後の広報活動(予定)>
- リーフレット配布(約6400万部：全電気需要家向け)
実施予定時期：3月(3月の検針時に順次配布)
- 新聞広告
実施予定時期：3月
- ソーラータウンミーティングの開催
実施予定時期：3月

上記以外にも、地方自治体等に対する周知・説明会や、多様なジャンルの雑誌への寄稿等を通じて、本制度の広報活動を行っている。